

令和 6(2024)年度 本会・都道府県技師会費合算請求・収納  
実施要綱

## 1 スケジュール

日	内 容
1/31	令和 6(2024)年度本会会費免除申請受付期限日 口座自動引落とし受付期限日 会費再請求納入期限日
2/15	会誌 3 月号の発送手配 * <u>2/15/12:15 まで</u> に会員登録されている方が 3 月号の発送対象となります。
2/22	令和 6(2024)年度合算請求フォーマットの提供(本会→都道府県)
2/22-3/8	年会費請求情報の作成～年会費合算請求フォーマットの提出期間(都道府県)* <sup>1</sup>
2/24	令和 6(2024)年 4 月 1 日付け会員資格喪失者(除籍者)決定 (理事会)
2/26 (14:00)	JARTIS への会費免除申請結果の反映
2/27-3/8	クレジットカード自動引落登録、決済方法変更受付
3/22	クレジットカード自動引落実行
3/27	会費請求書発行・発送(クレジットカード自動引落不能の方も対象)
4/8	会費口座自動引落(登録者のみ)

\*1 令和 6(2024)年度会費免除が 2/24(理事会)に決定いたします。2/26/14:00 ごろには会費免除申請結果が反映されているため、県会費請求に影響がある都道府県は 2/26 以降にダウンロードいただくことをおすすめいたします。

## 2 年会費請求情報の作成について

次のとおり、情報の作成をお願いいたします。

### (1) 合算請求の対象者

令和 5(2023)年度に本会に所属している会員

\* 本会会費免除者についても都道府県技師会費の合算請求は可能です

### (2) 都道府県技師会のみ所属の会員への請求について

大変申し訳ありませんが 本会ではお取り扱いできません。

### (3) 請求情報の作成について

○ 以下レポートからエクスポートしていただき、「個人会員情報：2024 年度都道府県会費

額」に令和 6(2024)年度分のみの請求額の記入をお願いいたします。また、金額が 0 の場合は、「0」とだけ記入をお願いいたします。

レポートのエクспорт方法については、別途資料をご覧ください。

- 令和 5(2023)年度以前の合算請求未納分は会員情報システム (JARTIS) より自動で加算されますので記入は不要です。

JARTIS レポート(下記 URL)

<https://jart.lightning.force.com/lightning/r/Report/00O2y000001z4xIEAQ/view?queryScope=userFolders>

#### (4) 合算請求フォーマットの提出方法について

作成した合算請求フォーマットは、以下の提出期限日までにメールにて提出をお願いいたします。

提出期限 2024 年 3 月 8 日(金) 16 時(厳守)

提出先 [kaiin@jart.or.jp](mailto:kaiin@jart.or.jp)

### 3 年会費の請求について

#### (1) 会員各位への請求について

項番	請求日	請求区分/方法
1	2024 年 3 月 22 日(金)	クレジットカード払い*1
2	2024 年 3 月 27 日(水)	払込票 (クレジットカード引落不能者含む)
3	2024 年 4 月 8 日(月)	銀行口座自動引落*2*3

\*1 本会および JARTIS システム内にクレジットカード情報を保持することは一切ありません。決済代行会社(Stripe 社)での情報保管となります。

\*2 銀行口座引落のご案内は、email でのご案内となります。

\*3 銀行口座引落は 4/8 の 1 回のみとなります。なんらかの理由で引き落としできなかった場合は、後日、払込票を郵送いたします。

#### (2) 年会費請求時における退会処理について

- 3/18(月) 10:00 までに都道府県にて退会申請受付をした会員については、令和 6(2024)年度請求はいたしません。
- 3/18 以降に退会処理をした場合、原則、令和 6(2024)年度会費請求はされますので、3/18 以降退会のご連絡があった方へ、払込票が届いてしまう旨お伝えください。

**(3) 2月22日～3月31日に新入会(令和5(2023)年度入会)した方の都道府県会費請求について**

- 2/22～3/31に新入会(令和5年度入会)した方の令和6(2024)年度請求については、別途、4月下旬に請求いたしますので、その旨 4/1以降にお知らせいただきますようお願いいたします。
- 令和5(2023)年度入会の承認処理は必ず3/31までにお願いいたします。

**(4) 令和6(2024)年度入会申請について**

- 令和6(2024)年度入会を希望の方は、令和6(2024)年4月1日以降に受付の手続きをお願いいたします。
- 申請日が2023年度の入会申請については、すべて取り下げいたしますので2024/4/1以降に改めてご申請をお願いいたします。

**(5) 令和5(2023)年度会員資格喪失者(除籍者)について**

- 令和5(2023)年度会員資格喪失者(除籍者)は、2/24(理事会)に決定いたします。
- 会員資格喪失者(除籍者)の決議がされた会員には新年度の会費請求は発行されません。

**(6) 転入・転出に伴う会費の請求について**

- 大変申し訳ありませんが、合算請求データ受領後、会費請求まで、県会費の金額や、明細県の変更等できかねますので、転出・転入申請の受付・承認等行う際、ご本人様には転出県でご納入いただかないようにするなどご対応をよろしくお願いいたします。
- 会費請求後、転出・転入にともない、転入先で会費請求をする場合については、新たに令和6(2024)年度年会費を発行いたしますので、ご希望の際は、その旨を請求額と一緒にメールにてお知らせいただきますようお願いいたします。
- 都道府県異動に伴う県会費の送金について、原則、明細記載の都道府県に送金しておりますが、ご要望等がある場合は、都道府県間でご相談の上、送金県をメールにてお知らせください。なお、納入があった金額を送金します。差額の返金等は行っておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

**4 会費払込みについて**

会員各位には請求に基づき次のとおり払い込みをいただきます。

- 払込先 公益社団法人日本診療放射線技師会
- 払込期限 2024年9月30日(月)

○ 払込方法

項番	払込方法	払込窓口	支払手数料負担	決済代行会社
1	クレジットカード	クレジットカード会社*1	本会	Stripe
2	払込票*2	コンビニエンスストア*3	本会	SMBC-FS
3	銀行口座自動引落	登録金融口座*4	本会	SMBC-FS
4	銀行振込み	金融機関*5	<u>会員</u>	SMBC-FS
5	コンビニペーパーレス	コンビニエンスストア	本会	SMBC-FS*6

\*1 ご登録のクレジットカード会社

\*2 本会より送付の専用払込票

\*3 2023年度会費より「コンビニのみ」となっております。(郵便局の扱いを停止しました)

\*4 ご登録の金融機関口座

\*5 ゆうちょ銀行除く。払込票に振込先の記載がございます。

\*6 払込票再発行にてご利用可能です。

## 5 納入された都道府県会費の送金について

納入された都道府県会費は、以下のとおり送金いたします。

- 納入者一覧連絡日 毎月 20 日～24 日の間
- 送金日 毎月末日×翌月 25 日(25 日が土日祝の場合は翌営業日)
- 送金先 指定口座

以上

①本件に関するお問い合わせ

公益社団法人日本診療放射線技師会 事務局

大橋 加歩 [ohashi.kaho@jart.or.jp](mailto:ohashi.kaho@jart.or.jp)

TEL 03-6361-1020(直)、03-4226-2211(代)